

# CLAIR REPORT No.548

## 韓国経済自由区域（KFEZ）について

Clair Report No.548 (March 21, 2024)

(一財)自治体国際化協会 ソウル事務所



一般財団法人

**自治体国際化協会**

## 「CLAIR REPORT」の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌「CLAIR REPORT」シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政に関わる様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、ご意見等を賜れば幸いに存じます。

「私的使用のための複製」や「引用」等の著作権法上認められた場合を除き、本誌から複製・転載等を行いたい場合には、以下問い合わせ先までご相談ください。

問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麴町 1-7 相互半蔵門ビル

(一財) 自治体国際化協会 総務部 企画調査課

TEL : 03-5213-1722

E-Mail : kikaku@clair.or.jp

## はじめに

韓国経済は、1997年のアジア通貨危機で大きな打撃を受けた後、世界が驚くほどの急回復・急成長を遂げ、名目GDPは、1997年の5,700億ドルから、2023年の1兆7,090億ドルとなり、25年間で約3倍となっている<sup>1</sup>。

2002年に外国投資の促進、国家競争力の強化、地域間の均衡ある発展を目的とした「経済自由区域の指定及び運営に関する法律」（以下、「経済自由区域法」という。）が制定され、この指定を受けた地域は、目覚ましい変化を遂げた。かつて農業、漁業等で生計を立てていた地域は、ハイテク産業団地、世界的な教育機関、そして様々な文化・レジャー施設を備えた国際都市になった。外国投資を誘致することに加えて、経済自由区域の指定と開発は、これらの分野で新たな開発の可能性を生み出した。

韓国経済自由区域（以下、「KFEZ」という。）は、2003年の仁川をはじめ、釜山・鎮海、光陽湾エリア、京畿道、大邱・慶尚北道、忠清北道、東海灣地域、光州、蔚山の計9つの地域が指定・運営されている<sup>2</sup>。

また、KFEZの外国直接投資の累積は、2023年現在で223億3,400万ドルとなっており、7,644の国内外の企業がKFEZへ進出している<sup>3</sup>。KFEZの開発は、韓国の地域経済の発展に資するだけでなく、アジアへの進出を検討しているグローバル投資家・企業にとって魅力的な投資先となるように取組を進めており、また、それぞれの関係する自治体の関わりも重要なものとなっている。

韓国全体での人口減少をはじめ、地方消滅の一因とされる都市部一極集中を解決するためにも、地方経済の活性化は喫緊の課題であり、日本の自治体にとっても同様に課題として挙げられるものである。著しい経済成長を遂げた韓国の地方経済の活性化について、日本の自治体に参考となる情報となれば幸いである。

令和6年3月21日

一般財団法人自治体国際化協会 ソウル事務所長

---

<sup>1</sup>国際通貨基金 World Economic Outlook Database, October 2023

【<https://www.imf.org/en/Publications/WEO/weo-database/2023/October>】（最終検索日：2024年1月31日）

<sup>2</sup>セマングム群山経済自由区域は指定解除（2018年4月）以降、セマングム事業（セマングム特別法）により継続推進されている。

<sup>3</sup>韓国経済自由区域 HP【<https://www.fez.go.kr/portal/introduction.do>】（最終検索日：2024年1月31日）

## 韓国経済自由区域（KFEZ）について

### 【目次】

概要	5
第1章 韓国経済自由区域について	6
第1節 韓国経済自由区域設置の背景	6
1 韓国経済自由区域のはじまり	
2 仁川、釜山・鎮海、光陽湾圏経済自由区域指定	
3 経済自由区域の追加指定	
第2節 経済自由区域の指定及び運営に関する特別法	9
1 経済自由区域の指定及び運営に関する特別法の概要	
2 国・自治体の役割、運営主体	
3 経済自由区域開発計画	
4 経済自由区域委員会	
第3節 第3次経済自由区域基本計画	10
1 第3次経済自由区域基本計画の概要	
2 経済自由区域の現況	
第2章 日本における総合特区との比較	15
第1節 総合特区（総合特別区域法）	15
1 総合特別区域（平成23年法律第81号）に基づく特区の概要	
2 国家戦略総合特区	
第2節 日本の総合特区との比較	15
1 規制・制度について	
2 税制・財政・金融上の支援措置	
第3章 各経済自由区域の視察調査	19
1 仁川経済自由区域	
2 忠北経済自由区域	
おわりに	27
参考法令・文献等	28

## 概要

### 韓国経済自由区域（KFEZ）について

韓国では、海外からの投資を積極的に呼び込むための環境を改善・整備し、各種の規制緩和による企業の経済活動と投資誘因を最大限保障することで、海外からの投資を積極的に誘致するための経済自由区域の制度を設けており、多様な税制優遇措置、自由な経済活動のための規制緩和、便利な生活環境や行政サービスを提供し、自由で幅広い企業活動を保障している。

国及び地方公共団体は、経済自由区域の指定の目的が達成されるように、経済自由区域の運営に必要な行財政的支援を行うこととされており、地方自治団体は経済自由区域の運営に関して、重要な役割を担っている。

日本の総合特区との比較をしつつ、韓国経済自由区域を視察調査した内容を紹介する。

### 第1章 韓国経済自由区域について

本章では、韓国の経済自由区域が設置された背景及び経済自由区域の指定及び運営に関する特別法について説明する。

### 第2章 日本における総合特区との比較

本章では、日本における総合特区の概要を説明するとともに、韓国における経済自由区域の制度面の特例措置や税制・金融・財政面での支援措置を比較する。

### 第3章 経済自由区域について

本章では、訪問視察を実施した経済自由区域について、その概要や特筆すべき点を紹介するとともに、各区域で地方自治体がどのように関係しているかを説明する。

## 第1章 韓国経済自由区域について

### 第1節 韓国経済自由区域設置の背景<sup>4</sup>

#### 1 韓国経済自由区域の始まり

2002年1月14日、大統領の年頭記者会見において、韓国を北東アジアビジネス中心国家として育成するという基本構想を発表した。この基本構想の背景は、北東アジア地域が世界3大貿易圏の一つに浮上している中で、北東アジア各国が、物流量の先取りとビジネス拠点化を競って推進していた当時の国際的動向によるものとみられる。

この基本構想の核心は、仁川空港周辺地域と釜山新港及び光陽港背後地域を経済特区に指定して体系的な開発を推進するという内容と外国人にやさしい経営・生活環境を整えるという内容を含んでいた。

北東アジアのビジネス中心地育成のための基本構想が発表された後、同年4月4日、国民経済諮問会議兼経済政策調停会議で北東アジアビジネス国家実現のための北東アジアビジネス中心国家基本計画を策定した。基本計画は韓国の最大の強みである戦略的な地政学的位置を十分に活用できる基盤を整備し、空港や港湾などの物流施設を拡充し、韓国を北東アジアの物流中心地として育成することと、外国人にやさしい経営・生活環境を造成することで世界有数の企業を誘致し、特に金融部門の外国人投資も促進し、金融の北東アジア拠点としての地位を確立することをその骨子としている。

(表1-1) 北東アジアビジネス国家実現のための基本計画の主な内容

基本計画	主要内容
北東アジア物流の中心化	<ul style="list-style-type: none"><li>・仁川空港、釜山・光陽港を拡充し、北東アジアの中心空港及び巨大ハブ港として開発し、中長期的に南北鉄道連結によるユーラシア大陸との連携を推進</li><li>・国内外の物流ネットワークの構築、関税自由地域の指定及び国際物流支援センターの設立など関連制度の整備</li></ul>
北東アジアビジネス拠点化	<ul style="list-style-type: none"><li>・仁川空港周辺地域と釜山新港・光陽港背後地域を経済特区に指定し、体系的な開発を推進し、その効果を全国に拡散</li><li>・ITインフラ構築を通じて北東アジアIT及びメディア産業の中心地として開発</li><li>・外国人にやさしい経営・生活環境を造成するため、国内制度の改善<ul style="list-style-type: none"><li>- 外国人学校・外国為替規制緩和及び外国人出入国制度改善など</li></ul></li></ul>

<sup>4</sup>産業通商資源部長官『経済自由区域10年書』（産業通商資源部経済自由区域企画団、2013年12月30日発行）19-27頁

	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 対外文書の英語作成、韓国語・英語の同時使用、外国教育・医療機関の参入許可、高級ショッピングモール、ゴルフ場など消費余暇施設を拡充</li> <li>- 体系的かつ効率的な経済特区の運営のため、経済特別区域の指定及び運営に関する法律（以下、「経済特別区域法」という。）の制定及び特別行政機構を設置</li> </ul>
--	---

\* 2002年当時は経済自由区域が「経済特区」という名前で推進された。

2002年6月21日、経済長官懇談会を開催し、関連省庁間協議を通じて調達した北東アジアビジネス中心国家実現に向けた基本計画について、細部の実践計画を具体化させるための詳細実行計画を議論し、2002年7月20日に北東アジアビジネス中心国家細部実行計画(案)を発表した。

物流中心地化、ビジネス拠点地域の開発、IT・デジタルメディアインフラ構築、外国企業経営環境の改善、外国人の生活環境改善など5つの分野に27の細部の実践計画を盛り込んでおり、この細部実行計画は、経済自由区域が追求しようとしている目標と制度の樹立及び運営に関する基本的な枠組みが設けられたという点で非常に意味があるといえる。

## 2 仁川、釜山・鎮海、光陽湾圏経済自由区域指定

企画財政部（旧財政経済部）は2003年8月5日、第2回経済自由区域委員会（委員長:旧財政経済部長官）を開き、「仁川経済自由区域指定案」を確定した。これにより仁川市松島・永宗・青羅地区が経済自由区域に指定され、同地域は3地区の総収容人口を49万人、2008年までに1段階、2020年までに2段階にわたっての開発を完了する計画を樹立した。仁川経済自由区域は、香港、シンガポール、上海など世界経済特区に対応し、グローバル一流企業の北東アジアのビジネス・物流拠点として生まれ変わり、最高の生活環境を備えた国際開放都市として発展するというビジョンを持っていた。

また、2003年10月24日に開催された第3回経済自由区域委員会では「釜山・鎮海経済自由区域指定案」及び「光陽湾圏経済自由区域指定案」を確定した。釜山・鎮海経済自由区域は総人口23.5万人で、2006年までに1-1段階、2010年までに1-2段階、2020年までに2段階にわたって開発される計画で、21世紀型港湾・物流中心都市として建設し、北東アジアの物流拠点として重点育成することを目指した。

光陽湾圏の経済自由区域は総人口22万人で、釜山・鎮海経済自由区域と同様に2段階の開発で、物流中心都市、北東アジア石油・製鉄産業クラスターを形成する計画であった。

経済自由区域に指定された場合は、当該地域において経済自由区域庁を設置する必要があるため、3つの経済自由区域指定後、各地方自治体は経済自由区域庁の開

庁に向けた準備に拍車をかけ、最初に指定が完了した仁川市が 2003 年 10 月 15 日に仁川経済自由区域庁を開庁し、2004 年 3 月 24 日に光陽湾圏経済自由区域庁が、2004 年 3 月 30 日に釜山・鎮海経済自由区域庁が順に開庁した。

### 3 経済自由区域の追加指定

2003 年度に仁川、光陽湾、釜山・鎮海の 3 地域に経済自由区域が指定された後、外国人投資誘致のために多角的な努力を続けたものの、外国人投資誘致業務が主に産業通商資源部（旧知識経済部）となっており、担当省庁が異なっていたことから、業務の効率性を高めるために、2008 年 2 月 29 日に経済自由区域所管省庁を企画財政部（旧財政経済部）から産業通商資源部（旧知識経済部）に移管した。

また、前年 2007 年から経済自由区域の成果拡散と対中国力量強化のための追加指定議論が本格化した。追加指定のための妥当性研究調査及び公聴会を開催し、専門家と利害関係者の意見、世論を踏まえ、第 19 回経済自由区域委員会で経済自由区域追加指定を議決した。評価の公正性と客観性を備えるために民間評価団を構成し、申請自治体の統合説明会と現場実態調査を実施した後、多角的な検討を行い、2007 年 12 月 21 日に第 22 回経済自由区域委員会で京畿・忠清南道、大邱・慶北、全北の 3 ヶ所を経済自由区域追加指定対象地域に選定した。今回の追加指定は、効率的な手続きの進行と省庁協議の充実を図るため、選定と指定の 2 段階として推進された。まず指定対象地域を選定し、府省間協議など必要な手続きを進め、後に一括して公式指定する方式であった。約 4 ヶ月間の府省協議を経て、新規地域の開発計画（案）を確定し、2008 年 4 月 25 日に開かれた第 22 回経済自由区域委員会で黄海（京畿・忠清南道）、セマングム・群山（全北）、大邱・慶尚北道を新たな経済自由区域として指定することとし、これにより 6 つの経済自由区域体制が完成した。新たな 3 地域は公式指定後、経済自由区域の運営を担当する経済自由区域庁を 2008 年 7 月～8 月に順次開庁した。

全羅北道は 2008 年 1 月に、今回のセマングム群山経済自由区域庁の開設にあたって庁舎選定や組織及び機構の運用、財源確保などを担当する職員 22 名で構成する経済自由区域推進企画チームを発足させた。また、2008 年 7 月 10 日には、セマングム群山経済自由区域庁設置条例を公布し、2008 年 8 月 28 日に「東アジアの未来型新産業と観光レジャー産業のハブ」のスローガンのもと、全羅北道庁 18 階にセマングム群山経済自由区域庁を開設した。

2003 年と 2008 年に 6 地域が経済自由区域に指定された後、2009 年 3 月から 2010 年 5 月までに、京畿道などの 4 地域が地域発展戦略の一環として、追加指定を申し出た。しかしながら、民間評価団による評価で、経済自由区域の指定趣旨に合致しないとして江原道及び忠清北道の 2 地域のみ指定となった。今回の指定においても、前回の 3 地域の指定方式と同様に、開発の妥当性のある地域に限って優先対象地域に選定後、対象地域を最終指定する 2 段階で進められた。選定された 2 地域は、省庁間協議を経て開発計画案を確定し、第 56 回経済自由区域委員会で追



加指定が議決され 2013 年 4 月 30 日に東海湾経済自由区域庁、4 月 26 日に忠清北道経済自由区域庁が開庁された。

その後、2019 年 12 月 27 日に蔚山経済自由区域庁、2020 年 6 月 3 日に光州経済自由区域庁がそれぞれ開庁された。

## 第 2 節 経済自由区域の指定及び運営に関する特別法

### 1 経済自由区域法の概要

経済自由区域法は、経済自由区域の指定及び運営を通じて外国人投資企業の経営環境と外国人の生活環境を改善することにより、外国人投資及びビジネス誘致を促進し、国家競争力の強化と地域間の均衡発展を促進することを目的とする<sup>5</sup>法律である。この立法目的を達成するための開発事業として住宅、産業施設、公共施設などの建築または設置だけでなく、造成土地の処分方法や開発利益の再投資<sup>6</sup>、土地収用及び土地所有者に対する換地等<sup>7</sup>についても考慮されている。

### 2 国・自治体の役割、運営主体

国及び地方自治団体は、経済自由区域の指定の目的が達成されるように、経済自由区域の運営に必要な行財政的支援を行う<sup>8</sup>こととされており、経済自由区域法に基づく援助及び自由経済区域の規制の特例に関する規定は、ほかの法律に基づく援助及び規制の特例に関する規定に優先して適用される<sup>9</sup>。また、この法律に基づく経済自由区域開発計画は、他の法律に基づく開発計画に優先するとされている<sup>10</sup>。

### 3 経済自由区域基本計画

経済通商資源部長官は、経済自由区域の計画的発展のために、計画期間を 10 年以上とする経済自由区域基本計画を 5 年ごとに策定する<sup>11</sup>こととされており、以下の手続きが必要となる。この計画は、経済自由区域指定に関する最上位計画であり、経済自由区域分野別・区域別政策の基本方向を提示している。すべて個別経済自由区域が共通に目指すべき目標価値として、区域別開発及び実施計画策定時に「準拠の枠組み」として効力を持つ。

- (1) 特別市長、広域市長、特別自治市長、道知事または、特別自治道知事（以下、「市道知事」という。）及び 2 つ以上の市にまたがった場合に設置する共同行政機関<sup>12</sup>の長の意見聴取
- (2) 関係中央行政機関の長との協議

---

<sup>5</sup>経済自由区域法第 1 条

<sup>6</sup>経済自由区域法第 9 条の 7 及び 8

<sup>7</sup>経済自由区域法第 13 条

<sup>8</sup>経済自由区域法第 2 条の 2

<sup>9</sup>経済自由区域法第 2 条の 3

<sup>10</sup>経済自由区域法第 3 条

<sup>11</sup>経済自由区域法第 3 条第 2 項

<sup>12</sup>経済自由区域法第 27 条の 2 第 1 項

(3) 経済自由区域委員会（以下、「経済自由区域委員会」という）<sup>13</sup>の審議・議決

また、経済自由区域基本計画の主な内容は次のとおりである<sup>14</sup>。

ア経済自由区域の基本目標と中長期発展方向に関する事項

イ経済自由区域の開発に関する事項

ウ経済自由区域における外国人投資及び国内復帰企業の誘致に関する事項

エ経済自由区域別差別化された発展戦略に関する事項

オ経済自由区域において実施される開発事業（以下「開発事業」という。）

及び入居企業への支援等に関する事項

カその他経済自由区域の発展に必要な事項

#### 4 経済自由区域委員会

経済自由区域に関する事務を行うため、産業資源省に産業通商資源長官を委員長とする職権上の委員のほか、公務員以外の有識者 10 名以内で組織される経済自由区域委員会が設置されており、経済自由区域に関する主要な政策・制度に関する事項のほか、マスタープランの策定、重点戦略産業、経済自由区域の指定・解除・変更などについて審議を行うこととされている<sup>15</sup>。

経済自由区域法では、住宅法や環境影響評価法などをはじめとする地方自治体等の事務の取り扱いに関する特例が列挙されている<sup>16</sup>。

### 第3節 第3次経済自由区域基本計画

#### 1 第3次経済自由区域基本計画の概要

2013 年からの第2次経済自由区域基本計画の更新時期にあたる 2023 年 12 月 29 日、通商産業省は、「第3次経済自由区域基本計画」を策定し、承認された<sup>17</sup>。

「地域発展と共にするグローバル先端ビジネス拠点」をビジョンに掲げ、2032 年までに、国内外からの投資誘致 100 兆億ウォン、45 万件の雇用創出を目標としている（図 1—1）。これらの目標達成に向けて、民間投資の需要をタイムリーに反映させるため、これまで 5～6 年ごとに公募されていた経済自由区域の指定方法を頻繁な指定方法に変更するほか、経済自由区域庁の事務権限を拡大して入居企業等の支援のための行政ワンストップサービスの強化、研究（E-3）、技術指導（E-4）などの外国人労働者の滞在期間を上方修正することなどを計画に盛り込んでいる。

<sup>13</sup>経済自由区域法第 25 条

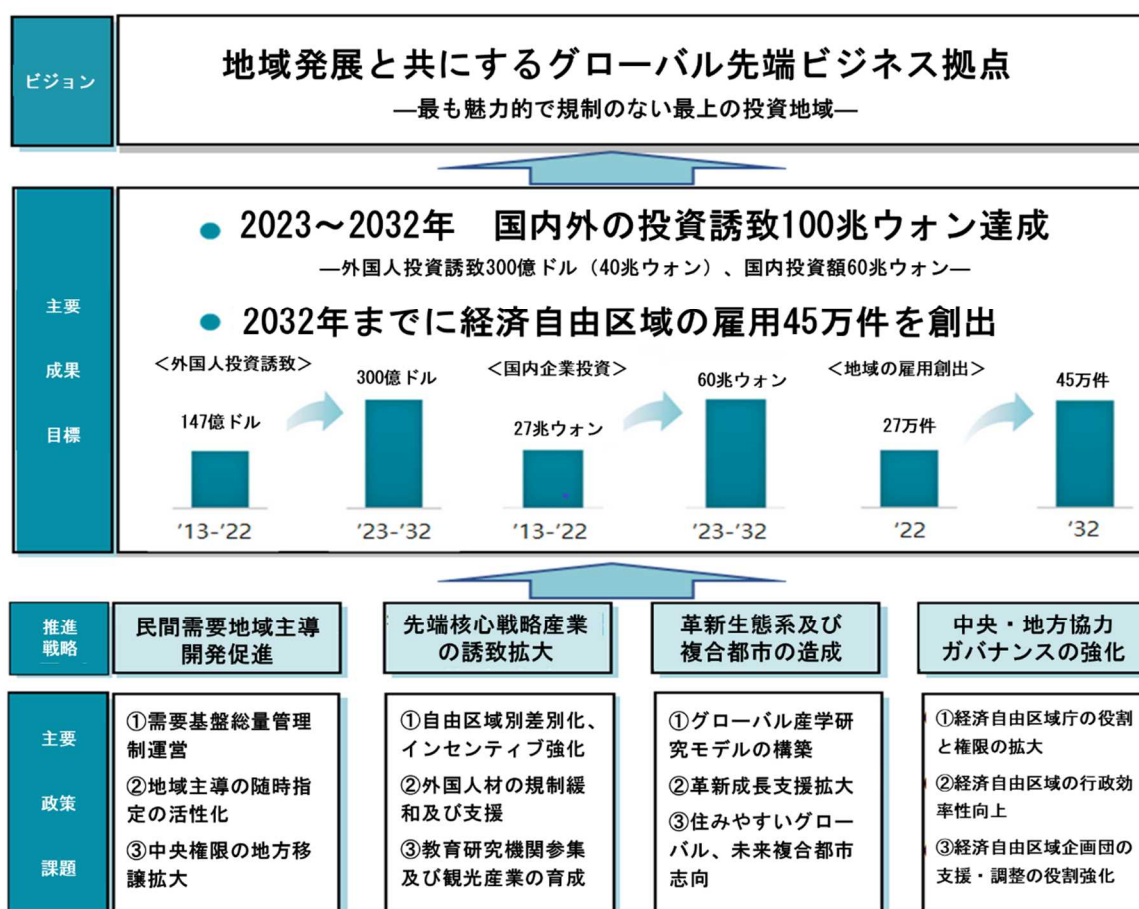
<sup>14</sup>経済自由区域法第 5 条

<sup>15</sup>経済自由区域法第 25 条

<sup>16</sup>経済自由区域法第 27 条

<sup>17</sup>産業通商資源部『産業通商資源部告示第 2023-246 号』（2023 年 12 月 29 日）

(図1-1) 第3次経済自由区域基本計画の概要<sup>18</sup>



## 2 経済自由区域の現況

2024年1月31日時点で9地域が経済自由区域として指定・運営されており、各経済自由区域の概要については（表1-2）及び（図1-2）に示すとおりである。

また、経済自由区域に入居している事業者は、韓国国内企業7,149社、その他企業487社で7,636社となっており、右肩上がりの増加を見せている（表1-3）。

(表1-2) 各経済自由区域の概要<sup>19,20</sup>

区分	仁川	釜山・鎮海	光陽湾圏	大邱・慶北	京畿
位置	仁川(延寿区、中区、西区)	釜山(江西区) 慶南(昌原市)	全南(麗水、順天、光陽) 慶南(河東郡)	大邱、慶北(慶山、永川、浦項)	京畿(平澤、始興)

<sup>18</sup>産業通商資源部『産業通商資源部告示第2023-246号』（2023年12月29日）17頁より著作作成。

<sup>19</sup>InvestKOREA【<https://www.investkorea.org/ik-jp/cntnts/i-745/web.do>】（最終検索日：2024年1月31日）

<sup>20</sup>蔚山経済自由区域【<https://www.ulsan.go.kr/s/ufez/main.ulsan>】（最終検索日：2024年1月31日）

面積 (km <sup>2</sup> )	122.34	49.93	57.07	18.41	5.24
空港 港湾	仁川空港 仁川港	金海空港 釜山新港	光陽港 麗水空港	大邱国際空 港	平澤唐津港
推進 期間	2003-2030	2003-2027	2003-2030	2008-2024	2008-2027
事業 地区	松島、永宗、 青羅	新港湾、鳴 旨、智士、斗 東、熊東	光陽、栗村、 新徳、華陽、 荃島、河東	大邱、永 川、慶山、 浦項	平澤 BIX、玄 徳
誘致 産業	国際ビジネ ス、IT、 BT、R&D、 航空、物流、 観光、金融、 レジャー、先 端産業	釜山新港拠点 物流、国際業 務、先端部品 素材及び R&D、余暇・ リゾート・レ ジャー	物流、製造、 鉄鋼、機械、 組立、金属、 新・再生可能 エネルギー、 観光、レジャ ー	先端輸送部 品素材、先 端メディカ ル、IT 融 合	自動車部品、 物流、電子、 化学、流通、 商業、住居、 観光、医療な ど

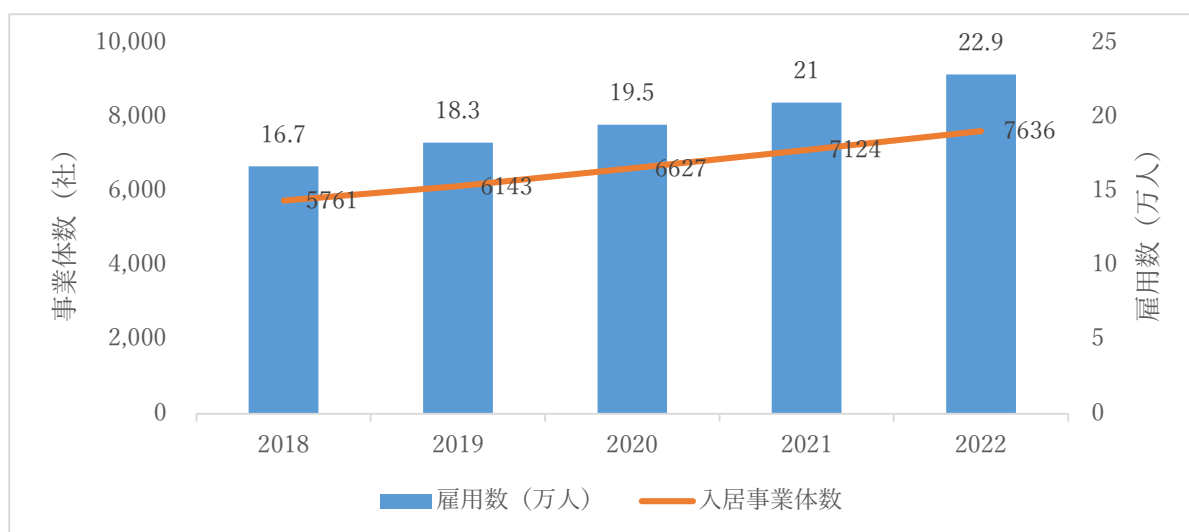
区分	東海岸圏	忠北	光州	蔚山
位置	江原(江陵、東海)	清州	光州(光山区、南 区、北区)	蔚山(南区、北 区、蔚州郡)
面積 (km <sup>2</sup> )	4.33	4.96	4.36	4.75
空港 港湾	襄陽空港 東海港	清州空港	光州空港	蔚山空港 蔚山港
推進 期間	2013-2024	2013-2024	2020-2025	2020-2030
事業 地区	北坪、望祥、玉溪	バイオメディカ ル、バイオポリ ス、エアロポリ ス	次世代自動車、 スマートエネル ギー、AI 融合地 区	水素産業拠点地 区、エレクトロ ロジーンオートバ レー、R&D ビ ジネスバレー
誘致 産業	先端素材、物流、 ビジネス産業、医 療・観光・海洋観 光など名品観光産 業、非鉄金属産 業、超軽量先端部 品素材産業、住 居、教育、医療、 文化など定住環境	IT、BT、先端業 種及び研究施設、 航空輸送、物流、 飛行訓練施設、航 空整備部品製造、 航空教育研究施 設、医療研究開発 機関、先端臨床試 験センター、研究 病院	次世代自動車、 AI 融合、スマー トエネルギー	水素産業、自動 車部品、燃料電 池

(図 1 — 2) 経済自由区域の現況<sup>21</sup>



<sup>21</sup>InvestKOREA 【<https://www.investkorea.org/ik-jp/cntnts/i-745/web.do>】 より引用。(最終検索日：2024年1月31日)

(表 1—3) 2018 年から 2022 年までの雇用数と入居事業体数の推移<sup>22</sup>



経済自由区域の開発にあたっては、2018 年から実施している総量制運営と長期未開発地区の指定解除などにより全体の開発率は (表 1—4) に示すとおりで、44.4% (2013 年) から 90.7% (2023 年) と大きく高まったが、京畿 55.7%、東海岸圏 15.5% というように一部地域は依然として低い状況がみられる。2022 年に随時指定導入により投資需要に適切な時期に対応するようにしたが、地方自治体の過度な競争が発生した。

最初に指定された仁川経済自由区域以外は、外国教育・研究機関の誘致成果が不十分とされており、先端産業の誘致やインセンティブの強化が求められている。

(表 1—4) 経済自由区域開発現況(単位:個、km<sup>2</sup>、23.9 月基準)<sup>23</sup>

	合計 (a)	開発完了 (b)	開発 進行中 (c)	未開発		開発率 ((b+c)/a,%)	
				小計	実施計画 未樹立		事業施行者未 指定
地区数	98	44	42	12	10	2	
面積	271.39	80.85	165.36	25.18	17.35	6.02	90.72

<sup>22</sup>産業通商資源部『産業通商資源部告示第 2023-246 号』(2023 年 12 月 29 日) 8 頁より著者作成。

<sup>23</sup>産業通商資源部『産業通商資源部告示第 2023-246 号』(2023 年 12 月 29 日) 7 頁より著者作成。

## 第2章 日本における総合特区との比較

### 第1節 総合特区（総合特別区域法（平成23年法律第81号））

#### 1 総合特別区域法に基づく特区の概要

日本の総合特区制度では、総合特別区域法に基づき、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、日本の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図っている。

地域の包括的・戦略的なチャレンジを、オーダーメイドで総合的（規制・制度の特例、税制・財政・金融措置）に支援し、地域からの規制改革等の提案を受け、特区ごとに設置する「国と地方の協議会」でプロジェクト推進に向け協議を行っている<sup>24</sup>。

#### 2 国家戦略総合特区

国家戦略総合特区は、「世界で一番ビジネスをしやすい環境」を作ることを目的に、地域や分野を限定し、大胆な規制・制度の緩和や税制面の優遇を行う規制改革制度<sup>25</sup>である。日本の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積拠点の形成を目指して指定され、2023年5月1日時点の累計で7区域が指定されており、すでに解除した区域数は1区域を除いて、6区域が指定区域となっている。

### 第2節 日本の国家戦略総合特区との比較

#### 1 規制・制度について

日本の国家戦略総合特区は、地域の取組に応じ、地域の責任ある関与の下、踏み込んだ規制の特例措置を区域限定で実施することで、ライフイノベーション、グリーンイノベーション等の本格展開の突破口としている。また、個別の法令等の特例措置に加え、地方自治体の事務に関し、政省令で定められている事項を条例で定められることとすることで、地方分権を加速する突破口としている。

国家戦略総合特区の特例措置を活用するまでには、特例措置の創設及び個別の事業認定の2つのプロセスを経る必要がある（図2-1）。

一方、韓国では、経済自由区域委員会において制度に関する事項を審議することとしており、特例措置については、経済自由区域法内に明記されている。韓国の経済自由区域の指定までに係る手続きを（図2-2）で示す。国家戦略総合特区は、制度の規制緩和に焦点を当て地方分権を推進することに重点を置いているが、韓国の経済自由区域の場合は、日本ほど規制緩和に焦点を当てていないと考える。

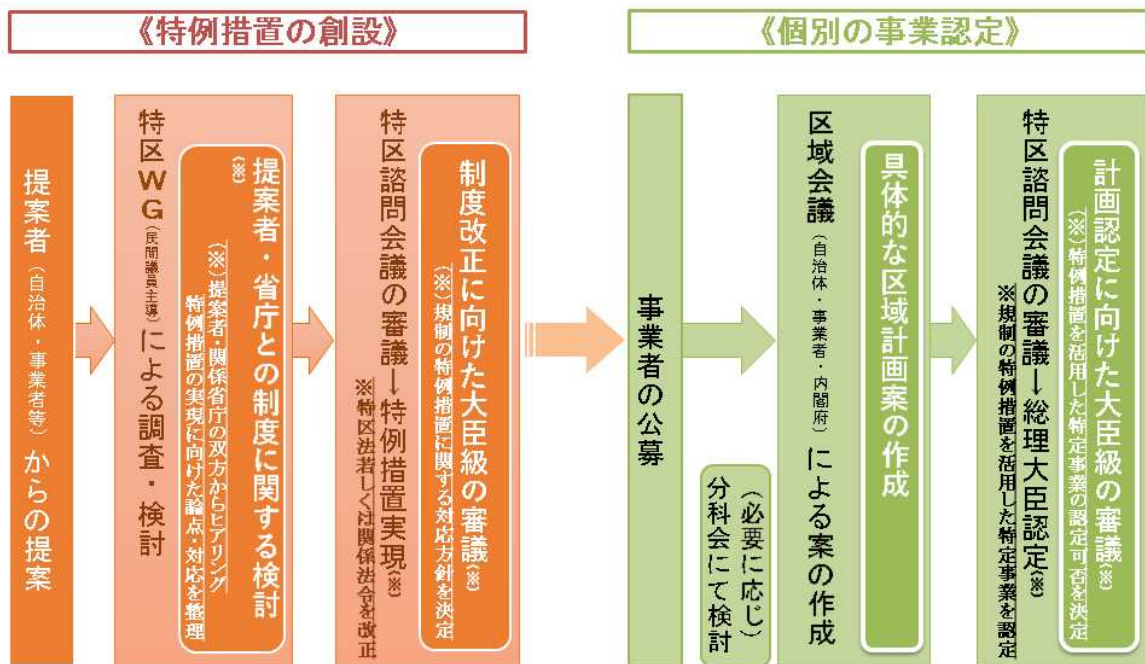
<sup>24</sup>内閣官房・内閣府総合サイト 地方創生「総合特区制度の概要」（2023年4月）

【[https://www.chisou.go.jp/tiiki/sogotoc/pdf/sogotoc\\_gaiyo\\_2304.pdf](https://www.chisou.go.jp/tiiki/sogotoc/pdf/sogotoc_gaiyo_2304.pdf)】（最終検索日：2024年1月31日）

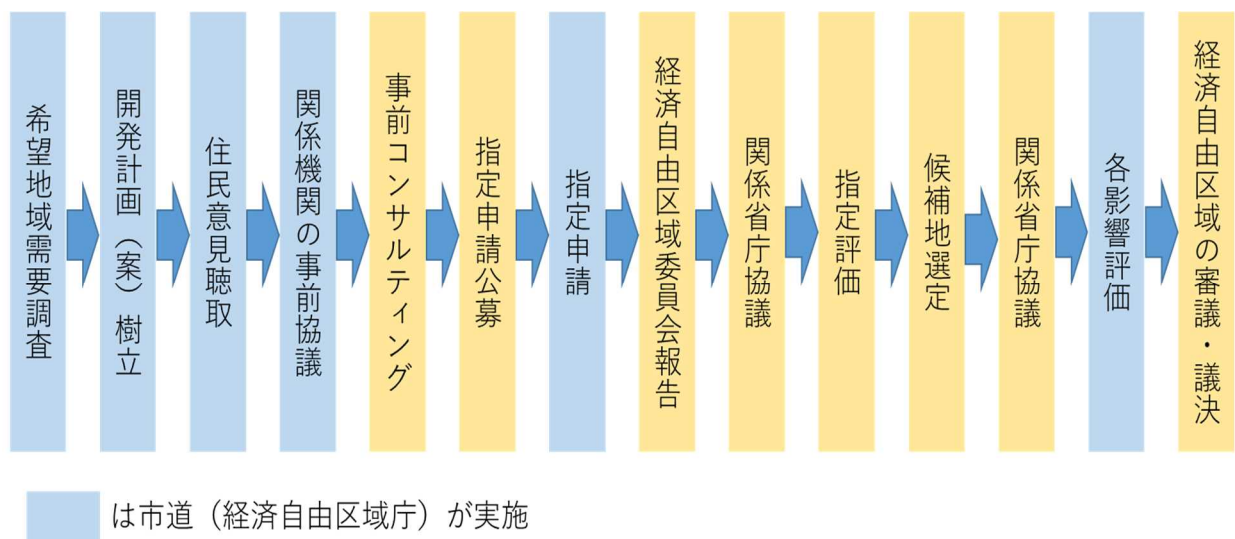
<sup>25</sup>内閣府「国家戦略特区の活用事例令和5年版」（2023年3月）

【[https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/pdf/katuyoujirei\\_2303.pdf](https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/pdf/katuyoujirei_2303.pdf)】（最終検索日：2024年1月31日）

(図 2—1) 国家戦略特区制度の仕組み<sup>26</sup>



(図 2—2) 韓国経済自由区域の指定までの手続き<sup>27</sup>



<sup>26</sup>内閣府 国家戦略特区 制度概要

【<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/kokkasenryakutoc.html>】より引用。(最終検索日: 2024年1月31日)

<sup>27</sup>産業通商資源部『産業通商資源部告示第2023-246号』(2023年12月29日)22頁より著作作成。



## 2 税制・財政・金融上の支援・特例措置

国家戦略総合特区においては、設備等投資促進税制、所得控除、エンジェル税制、土地譲渡に関する軽減税率等、都市再生事業に係る課税特例の5つの特例措置が設けられている<sup>28</sup>。

一方、韓国の経済自由区域では、経済自由区域特別法及び特別税制上の優遇措置の制限に関する法律等に基づき、(表2-1)、(表2-2)にあるように、区域内に居住する外資系企業及び開発事業者に対し、関税、取得税、固定資産税を免除する制度が設けられている。

(表2-1) 韓国経済自由区域内の外資系企業の各種税の減免について<sup>29</sup>

区分		減免内容	減免要件
国税	関税	5年間100%免除	輸入資本財に限る
地方税	取得税	地方自治体の条例により最長15年間100%免除可能	
	固定資産税	地方自治体の条例により最長15年間減免可能	

(表2-2) 韓国経済自由区域内の開発事業実施者の各種税の減免について<sup>30</sup>

区分		減免内容	減免要件
国税	関税	5年間100%免除	輸入資本財に限る
地方税	取得税	地方自治体の条例により最長15年間100%免除可能	外資額が3,000万ドル以上、または、外資比率が50%以上で、開発事業の総費用が5億ドル以上
	固定資産税	地方自治体の条例により最長15年間100%免除可能	外資額が3,000万ドル以上、または、外資比率が50%以上で、開発事業の総費用が5億ドル以上

国家戦略特別区域計画に記載し、内閣総理大臣の認定を受けた特定事業を行う中小・ベンチャー企業等が、国の指定を受けた金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、当初貸付日から5年間利子補給金(利子補給率:0.7%以内)を支給する利子補給金制度を設けている<sup>31</sup>。

<sup>28</sup>内閣府 国家戦略特区「国家戦略特区における課税の特例措置の概要」

【[https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/pdf/kokka\\_kazeigaiyou.pdf](https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/pdf/kokka_kazeigaiyou.pdf)】(最終検索日:2024年1月31日)

<sup>29</sup>韓国経済自由区域【<https://www.fez.go.kr/portal/incentive.do>】より著者作成。(最終検索日:2024年1月31日)

<sup>30</sup>韓国経済自由区域【<https://www.fez.go.kr/portal/incentive.do>】より著者作成。(最終検索日:2024年1月31日)

<sup>31</sup>内閣府 国家戦略特区「国家戦略特区支援利子補給金制度の概要」

【[https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/pdf/kokka\\_gaiyou\\_R4.1.pdf](https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/pdf/kokka_gaiyou_R4.1.pdf)】(最終検索日:2024年1月31日)

韓国経済自由区域では、外資系企業に対し、資金調達、インフラ、賃貸など事業運営を成功させるための金融・立地活動を支援している（表2-3）。

日本の国家戦略総合特区が活用できる地域を厳格に限定し、国の成長戦略に資する岩盤規制改革に突破口を開くことを目的としている<sup>32</sup>ことに対し、韓国経済自由区域は、外国人投資及びビジネス誘致を目的としているため、金銭的支援に大きな差が見受けられる。

（表2-3）経済自由区域内外資系企業に対する金銭的支援<sup>33</sup>

支援名	支援内容
現金支援	外資比率 30%以上の外資系企業が行う新技術、大規模雇用創出、研究開発センターなどの投資に対して、投資額の 30%（研究開発費は 40%）を上限として支援する。
インフラ支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政府経費から 50%の支援</li> <li>・ 経済自由区域委員会の決議を全面的に支持</li> </ul>
家賃減額	自治体条例により外資系企業対象に家賃を 50～100%減額
外国教育研究機関	外国教育研究機関の設立準備費、初期運営費、建設費等の支援
レンタル支援	公有地を地価の 10/1,000 の家賃で 50 年間リースすることが可能。

<sup>32</sup>内閣府 国家戦略特区 制度概要

【<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/kokkasenryakutoc.html>】（最終検索日：2024年1月31日）

<sup>33</sup>韓国経済自由区域【<https://www.fe.z.go.kr/portal/incentive.do>】より著者作成。（最終検索日：2024年1月31日）

## 第3章 経済自由区域の取り組み

### 第1節 経済自由区域

#### 1 仁川経済自由区域

仁川経済自由区域（以下、「IFEZ」という。）は、松島国際都市・永宗国際都市・青羅国際都市の3地区に分けられ、各地区の特性を活かした事業が開発されている（表3-1）。このIFEZの都市計画は、ITインフラと情報施設を備えたスマートシティの実現を念頭に構想され、IFEZは離れた場所にある上記3地区のスマートシティ基盤施設を一つのスマートシティ運営センターで一元管理することで、初期費用約123億ウォンと年間維持管理費25%を削減している<sup>34</sup>。

仁川経済自由区域庁は独立採算制の原則に基づき、別途特別会計で運営されている。計画当初は、住居・商業用地等の売却収入でインフラ事業費を自主的に充当しており、初期基盤造成費を一般会計で負担し、松島国際都市開発収益金として一般会計の事業を分担したものの、不動産景気の全般的な低迷により資金の流れが厳しい状況にあった。

仁川経済自由区域庁の開発コンセプトも既存のハードウェア側面から教育及びサービスなどソフトウェア側面を加味し、開発が多く進んだ松島地域から開発速度が遅い永宗・青羅地域に開発を拡散させる戦略を展開したが、実際、2016年までには財政収支赤字が1兆9,804億ウォンであった。数年間、不動産景気の低迷のため、用地売却収入による事業財源調達構造が非弾力的であり、これを克服するための多様な財源発掘が急がれた。海外投資を誘致するためにカジノ複合事業などオーダーメイド型資本投資を誘導し、供給用地を基盤に仁川投資ファンドを造成、調達資金として基盤施設を開発、海外投資企業誘致を実施した。短期資金需要にこだわらない中期(5年)の地方債発行で財政収支赤字期間（～2016年）をカバーし、仁川市債務比率に含まれない実効性のある地方債の発行ができるよう努力し、国連機関であるGCF（緑の気候基金）事務局誘致に伴う基盤施設として松島コンベンションセンターの2段階建設及び松島ウォーターフロント造成事業などに国費が支援されるように注力した<sup>35</sup>。

IFEZは最初に指定された経済自由区域ということもあり、その計画のほとんどは達成しているといえる。IFEZの広報官からは、今後は、インフラを中心に整備する予定であるとのことであった。広報館も設置されており、これまでのIFEZの計画の推移を視覚的にわかりやすく展示している（図3-1）。

<sup>34</sup>IFEZ『Global Business Frontier 仁川経済自由区域投資誘致について』（UFEZ 投資誘致企画課、2020年10月）

<sup>35</sup>産業通商資源部長官『経済自由区域10年書』（産業通商資源部経済自由区域企画団、2013年12月30日発行）49-52頁

(表 3—1) 仁川経済自由区域の地区別概要<sup>36</sup>

地区	開発面積 (km <sup>2</sup> )	事業費	実施期間	主な開発計画
松島	53.36	21兆5,442億ウォン	2003年～ 2030年	国際ビジネス団地、知識情報産業団地、バイオ団地、松島国際団地、ハイテク産業クラスター、松島ランドマークシティ、仁川新港など
永宗	51.18	13兆3,190億ウォン	2003年～ 2027年	仁川国際空港、永宗スカイシティ、ミダンシティ、ヨンユムコンプレックスシティ
青羅	17.80	6兆5,895億ウォン	2003年～ 2024年	ビジネス(金融)複合施設、テーマパーク型ゴルフ場、ハイテク産業団地、ロボットテーマパーク、流通業など

(図 3—1) 仁川経済自由区域広報センターの様子<sup>37</sup>



IFEZの人口は、青羅国際都市の開発に合わせて2009年ころから大幅に増加し、2023年12月31日時点の人口は43万9,427人(14万5,251世帯)で、計画人口の54万3,653人(21万111世帯)の約8割を達成している(図3—2)。また、外資系企業の誘致については、IFEZ全体で94社のうち72社(76%)が、松

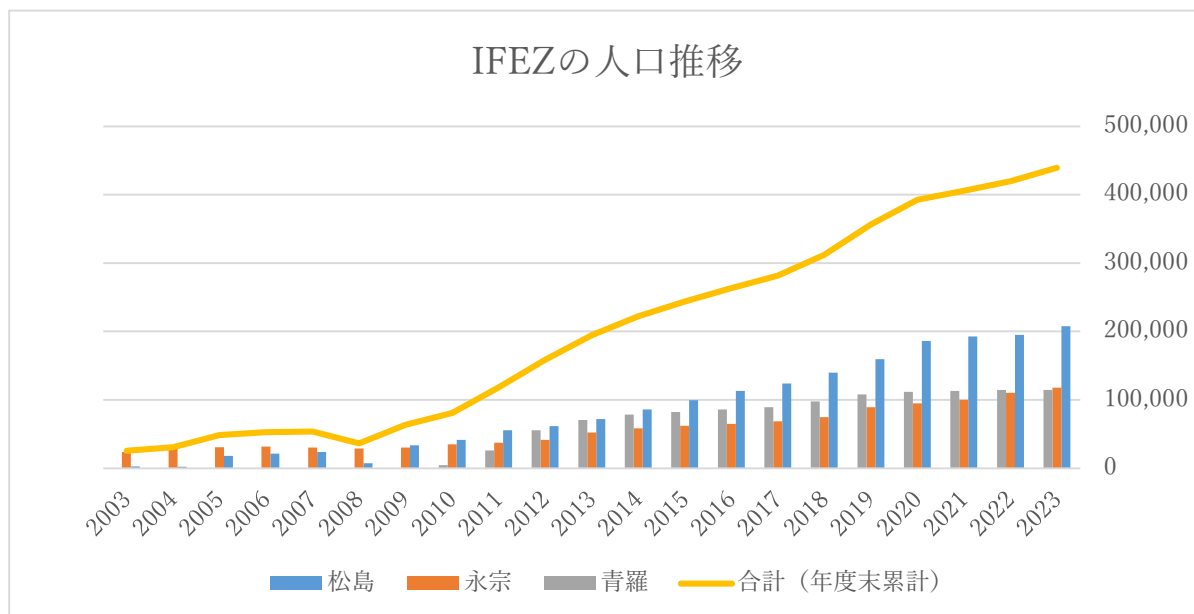
<sup>36</sup>仁川経済自由区域【<https://www.ifez.go.kr/investment/content/view.do?sn=35>】から著者作成。

(最終検索日:2024年1月31日)

<sup>37</sup>2023年8月24日、(IFEZ)にて著者撮影。

島国際都市に居住しており、国際ビジネス団地や IT、BT 団地などのビジネス地区に特化している地区に集中している<sup>38</sup>。

(図 3—2) IFEZ の人口推移<sup>39</sup>



また、IFEZ の 2024 年度予算額は、約 1 兆 4,752 億ウォン、職員数は（表 3—2）で示すように 398 人（前年比 5 人増）で、ここでいう一般職が仁川広域市の公務員であり、仁川広域市公務員定員規則により定員は 297 人と定められている<sup>40</sup>。公務職は、公共部門正規職転換政策により有期雇用労働者や派遣労働者などから公務職に転換された民間労働者を指す<sup>41</sup>。

(表 3—2) IFEZ の人材管理計画（単位：人）<sup>42</sup>

区分	2024 年	2023 年
一般職	255	256
任期職	41	41
その他（時間制、請願警察）	21	20
公務職	81	76
合計	398	393

<sup>38</sup>IFEZ 外国投資企業誘致現況【<https://www.ifez.go.kr/main/intro/stats/attract.do>】（最終検索日：2024 年 1 月 31 日）

<sup>39</sup>IFEZ 人口数【<https://www.ifez.go.kr/main/intro/stats/population.do>】より著者作成。（最終検索日 2024 年 1 月 31 日）

<sup>40</sup>仁川広域市公務員定員規則第 2 条⑤（인천광역시 공무원 정원 규칙）

<sup>41</sup>公務職委員会『公務職勤労者に対する人事管理ガイドライン』（公務職委員会、2021 年 8 月 31 日）

<sup>42</sup>仁川広域市「2024 年度経済自由区域事業特別会計予算書」（仁川広域市、2023 年 12 月 14 日）より著者作成。

## 2 忠北経済自由区域

### (1) 交通・物流の中心地

忠北経済自由区域（以下、「CBFEZ」という。）は（表3-3）及び（図3-3）にあるように、五松地区と清州地区の2地区が、経済自由区域に指定されており、中でも重要となる点は、その地理的なところにあるといえる。CFEZが所在する清州市は、韓国の首都ソウル特別市から、約140km南、車で約2時間30分の韓国中部圏にあり、中央官庁が集積する世宗特別自治市に隣接している。現在、ソウルから世宗特別自治市に電車で向かう場合に利用されているKTX五松駅は、7つの高速道路を貫通する京釜高速鉄道と湖南高速道路の支線駅でもあり、全国をX字型に結んでいる。

また、中部のハブ空港の役割を担う清州国際空港は、州内唯一の24時間営業の貨物専用機を備え、中国やタイなどアジア主要国へ1～3時間以内にアクセスすることが可能であり、世宗特別自治市から約10分、海運・物流の中心地の平澤・唐津港から約1時間の距離にあることから、人・物流の拠点として利点が多い。

（表3-3）CBFEZの概況について<sup>43</sup>

	地区名	面積	重点分野	開発状況
清州	五松バイオバレー	4.41 km <sup>2</sup>	IT、BT	2007-2021
	清州エアロポリス	0.545 km <sup>2</sup>	航空整備・物流・UAM	2013-2024

（図3-3）CBFEZの指定地域<sup>44</sup>



<sup>43</sup>CBFEZ【<https://www.chungbuk.go.kr/eco/contents.do?key=2350>】より著者作成。（最終検索日：2024年1月31日）

<sup>44</sup>CBFEZ『韓国の中心に立つ チョンジュ(清州)国際空港経済圏 人中心五松の未来ビジョンと戦略』（CBFEZ PR資料、2023年8月29日）26頁より著者作成。

## (2) 清州エアロポリス

CBFEZ は、清州国際空港を中心とした空港関連産業の育成に取り組んでおり、航空 MRO と連携することで電気・電子部品素材産業の育成や、UAM (Urban Air Mobility、都市航空交通) 特化団地や空港周辺の複合都市を造成している。エアロポリスは第 1～第 3 地区にそれぞれ航空整備、航空産業、連携航空機部品産業と分かれており (表 3-4)、韓国雄一の回転翼整備団地造成や、消防ヘリ整備室の立地など、韓国の航空分野をけん引する地域となっている。

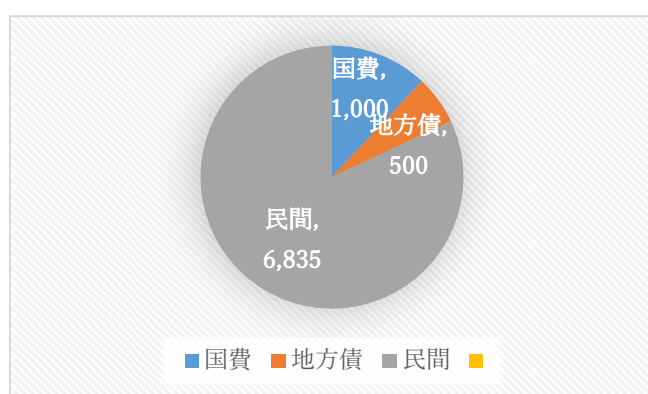
また、文化、エンターテインメント、観光の機能を持たせたミレニアムタウンも方案に組み込まれており、航空テーマパークの造成も構想として持っている。

(表 3-4) 清州エアロポリスの各地区の状況<sup>45</sup>

地区	事業	面積	事業費
第 1 地区	航空整備	134 千 m <sup>2</sup>	約 409 億ウォン
第 2 地区	航空産業、航空機部品	412 千 m <sup>2</sup>	約 1,025 億ウォン
第 3 地区	1、2 地区の連携航空機部品産業、UAM 特化団地	1,290 千 m <sup>2</sup>	約 2,754 億ウォン

## (3) UAM 特化団地造成

2022 年から 2027 年にかけて、UAM 離着陸場 (ヘリポート)、交通管制システム、整備センター、認証センター等の構築を進めており、事業費は 8,335 億ウォンである (図 3-4)。2024 年～2025 年は、UAM の運行実証期であり、UAM 交通管制システムの構築や UAM 整備センター、性能試験、評価センターの構築、受容性の向上などを実施することとしている。



(図 3-4) UAM 特化団地事業費の内訳 (単位: 億ウォン)<sup>46</sup>

<sup>45</sup>CBFEZ『韓国の中心に立つ チョンジュ(清州)国際空港経済圏 人中心五松の未来ビジョンと戦略』(CBFEZ PR 資料、2023 年 8 月 29 日) 11 頁より著者作成。

<sup>46</sup>CBFEZ『韓国の中心に立つ チョンジュ(清州)国際空港経済圏 人中心五松の未来ビジョンと戦略』(CBFEZ PR 資料、2023 年 8 月 29 日) 13 頁より著者作成。

#### (4) 五松バイオバレー

KTX 五松駅を中心にバイオ分野の産業団地が造成され、五松の産業育成の拠点として計画が進められている。調査時点（2023年8月24日）で、五松バイオメディカル地区には、製薬・医療関連企業が75社、医療機器メーカー・企業40社、健康食品関連企業が23社所在している。また、教育機関として、高麗大学医生命工学院や忠北大学製薬学科、清州大学バイオメディカル学科、忠清北道立大学バイオ生命医薬科の4機関が進出している。合わせて保健医療行政タウンには、疾病管理庁や国立保健研究院、食品医薬安全処などの国立研究機関をはじめ、忠清北道保健環境研究院、延世大学心血管製品有効性評価センターなどの研究機関も多く集積しており、企業を支援している。

「美しさを持っている都市」を掲げているとおり、五松化粧品ビューティ産業団地やK-ビューティスクール、ビューティ通りを造成している。化粧品メーカー34社をはじめ、世明大学化粧品臨床研究支援センター、韓国科学融合試験研究院、韓国セラミック技術院などの教育機関・研究機関も入居している。

また、移転予定のグローバル創業支援センター（忠北創造経済革新センター）をはじめ、保健産業革新創業センター、知識産業センター、K-ビューティスクール内の創業支援センターで、韓国に進出して創業する企業の支援や、韓国在住の外国人創業支援、創業希望の外国人を対象としたビザ発給など、グローバルなスタートアップの都市として手厚い支援を行っている。

五松を起点として五松周辺の地区と連携し、一泊二日以上のメディカルツーリズムなど産業・医療観光の運営も期待され、国際会議複合地区としてコンベンション産業の育成にも取り組んでいる。

前述したようにKTX 五松駅は、鉄道産業にも多くの利点ももたらしている。五松の産業育成計画でKTX 五松駅のソウル方面、993千㎡を鉄道産業のクラスター都市の候補地として、2023年から2029年にかけてクラスターを造成する計画としている。主に鉄道関連評価機関や試験機関、R&D（研究開発）機関、人材養成機関の集積化を図るとしている。また、2029年にはソウル特別市及び大田市からの電車が開通予定であり、鉄道クラスターとしての役割を大きく果たすものとみられる。

こうしたバイオ関連の施設・機関をはじめ外国企業が600社に及ぶことから人材養成にも力を入れている。2027年には国際学校（一般）やKAIST 五松バイオメディカルキャンパスタウンの設立を予定しており、AI 英才高校（バイオ）も設立予定である。弘益大学世宗キャンパス、忠北大学五松キャンパス（製薬）、清州大学五松キャンパス（バイオ）、教員大学校、忠清大学校など多くの教育機関が集積しており、人材養成の環境も整っている<sup>47</sup>。

---

<sup>47</sup>CBFEZ『韓国の中心に立つ チョンジュ(清州)国際空港経済圏 人中心五松の未来ビジョンと戦略』（CBFEZ PR資料、2023年8月29日）13～20頁



(5) BIT グローバルクラスター

清州国際空港、五松、玉山、梧倉、江内、鳥致院、世宗の7圏域の融合・複合することで、人口30万人、先端産業融合・複合ベルトを造成することとしている

(図3-5)が、例えば、五松のBT、梧倉のITをどのように融複合していくかは課題として残っている。

BITクラスターの推進システムは、主に大学や研究機関、企業、公共機関からなる革新主体と創業、金融支援、行政支援などの支援環境、道路や鉄道、空港などのインフラの3要素が必要なものである。BITクラスターを推進していくために、それぞれの役割として複数の機関・団体が協力している。

(図3-5) BIT グローバルクラスター<sup>48</sup>



(表3-5) BIT グローバルクラスター推進のための役割分担<sup>49</sup>

役割	組織
政策	中央と地方自治体、準政府機関、非政府組織 (NGO)
生産	先端技術及び伝統産業企業、中小企業及び大企業、地元企業及び外部企業
研究開発・教育訓練	大学、企業、公共研究機関、その他の機関
支援サービス	創業支援機関、経営支援機関、金融支援インフラ、物的インフラ
交流促進	企業家団体、専門家団体・協会、関連団体

<sup>48</sup>CBFEZ『韓国の中心に立つ チョンジュ(清州)国際空港経済圏 人中心五松の未来ビジョンと戦略』(CBFEZ PR資料、2023年8月29日)23頁より著者作成。

<sup>49</sup>CBFEZ『韓国の中心に立つ チョンジュ(清州)国際空港経済圏 人中心五松の未来ビジョンと戦略』(CBFEZ PR資料、2023年8月29日)22頁より著者作成。



## おわりに

漢江の奇跡と呼ばれる韓国経済の高度成長から50年以上が経過し、日本と韓国の経済的な差というものは、以前ほど感じられなくなっているのではないだろうか。過去の経済指標が示すように、20年程度前でさえ経済的には依然として未熟だった国が、この短期間で経済先進国の仲間入りを果たしたことは驚くべきことである。今回、韓国の経済自由区域について調査する中で感じたことは、韓国は成長に対する勢い、エネルギー、上昇志向がものすごく高く、掲げたことを良く言えばやり切ってしまう、悪く言えば押しとおすことが原動力なのではないかということである。

日本以上に首都一極集中、少子化高齢化、人口減少のリスクをはらんでいる韓国がどのようにこれらの問題にあたっていくかは、その解決手段の一つが経済自由区域という制度であると考ええる。外国からの投資誘致・雇用の創出など日本の自治体にとって参考となる部分があれば幸いである。

## 参考文献

- ・内閣官房・内閣府総合サイト地方創生「総合特区制度の概要」（2023年4月）
- ・内閣府「国家戦略特区の活用事例令和5年版」（2023年3月）
- ・内閣府「国家戦略特区における課税の特例措置の概要」
- ・内閣府 国家戦略特区「国家戦略特区支援利子補給金制度の概要」
- ・経済自由区域の指定及び運営に関する特別法（略称：経済自由区域法）（2002年12月30日付け法律第6835号）
- ・公務職委員会『公務職勤労者に対する人事管理ガイドライン』（公務職委員会、2021年8月31日）
- ・仁川広域市公務員定員規則
- ・仁川広域市『2024年度仁川経済自由区域事業特別会計予算書』（仁川広域市長、2023年12月14日）
- ・仁川経済自由区域『Global Business Frontier 仁川経済自由区域投資誘致について』（仁川経済自由区域庁 投資誘致企画課、2020年10月）
- ・忠清北道経済自由区域『韓国を中心に立つ チョンジュ(清州)国際空港経済圏 人中心五松の未来ビジョンと戦略』（忠北経済自由区域 PR 資料、2023年8月29日）

【執筆者】 一般財団法人自治体国際化協会ソウル事務所  
所長補佐 木下 祐也（愛媛県派遣）